

平成 2 1 年 第 2 回

佐伯市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 5 月 1 1 日

佐 伯 市 議 会

平成 2 1 年 第 2 回

佐伯市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 5 月 1 1 日

平成21年第2回佐伯市議会臨時会会議録目次

平成21年5月11日(月曜日)(第1号)

開会.....	6
1 臨時議長あいさつ.....	7
1 日程第1 仮議席の指定.....	7
1 日程第2 議長選挙.....	7
1 議長(小野宗司)のあいさつ.....	8
1 日程第3 議席の指定.....	9
1 日程第4 会期の決定.....	9
1 日程第5 副議長選挙.....	9
1 副議長(宮脇保芳)のあいさつ.....	10
1 日程第6 議員提出議案の上程(提案理由説明、質疑、討論、採決).....	11
1 27番(日高嘉己)の提案理由説明(議員提出議案第1号).....	11
1 21番(渡邊一晴)の提案理由説明(議員提出議案第2号).....	11
1 議員提出上程議案一覧表.....	12
1 審議結果.....	13
1 日程第7 各常任委員会委員及び議会運営委員会の委員の選任.....	13
1 常任委員会委員表.....	13
1 議会運営委員会委員表.....	14
1 日程第8 議会広報調査特別委員会の設置(委員の選任、閉会中継続調査).....	14
1 議会広報調査特別委員会委員表.....	14
1 各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の正副委員長選任報告...	15
1 常任委員会委員表.....	15
1 議会運営委員会委員表.....	15
1 議会広報調査特別委員会委員表.....	15
1 追加日程第1 閉会中各常任委員会及び議会運営委員会所管事務の継続調査.....	16
1 閉会中各常任委員会及び議会運営委員会所管事務の継続調査一覧表.....	16
1 日程第9 大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙.....	18
1 日程第10 議案の上程.....	19
1 上程議案等一覧表.....	19
1 日程第11 提案理由の説明.....	20
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	20
1 日程第12 議案質疑.....	24
1 16番(三浦涉)の質疑(議案第78号).....	25
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	25
1 16番(三浦涉)の再質疑(議案第78号).....	25
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	26
1 16番(三浦涉)の再々質疑(議案第78号).....	27

1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	27
1	3番（高司政文）の質疑（議案第78号）.....	28
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	28
1	3番（高司政文）の再質疑（議案第78号）.....	29
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	29
1	3番（高司政文）の再々質疑（議案第78号）.....	30
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	30
1	16番（三浦渉）の発言.....	30
1	市長（西嶋泰義）の発言.....	30
1	日程第13 討論、採決.....	31
1	3番（高司政文）の反対討論（議案第72号）.....	31
1	1番（後藤幸吉）の反対討論（議案第78号）.....	34
1	11番（御手洗秀光）の反対討論（議案第78号）.....	34
1	3番（高司政文）の反対討論（議案第78号）.....	34
1	3番（高司政文）の反対討論（専決処分の報告第13号）.....	37
1	審議結果.....	38
1	日程第14 会議録署名議員の指名.....	39
	閉会.....	39

第 2 回 佐伯市議会臨時会会議録（第 1 号）

平成21年 5月11日（月曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1 番 後 藤 幸 吉	2 番 矢 野 精 幸
3 番 高 司 政 文	4 番 吉 良 栄 三
5 番 清 田 哲 也	6 番 井野上 準
7 番 井 上 清 三	8 番 佐 藤 元
9 番 和 久 博 至	10 番 上 田 徹
11 番 御手洗 秀 光	12 番 清 家 儀 太郎
13 番 小 野 宗 司	14 番 兒 玉 輝 彦
15 番 河 原 修 仁	16 番 三 浦 涉
17 番 宮 脇 保 芳	18 番 河 野 豊
19 番 江 藤 茂	20 番 清 家 好 文
21 番 渡 邊 一 晴	22 番 矢 野 哲 丸
23 番 芦 刈 紀 生	24 番 下 川 芳 夫
25 番 浅 利 美知子	26 番 後 藤 勇 人
27 番 日 高 嘉 己	28 番 高 橋 香 一 郎
29 番 玉 田 茂	30 番 榎 田 穂 積

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市長 西 嶋 泰 義 副市長 木 許 政 信 副市長 塩 月 厚 信 副市長 武 田 隆 博 副市長 川 原 弘 嗣 副市長 三 原 信 行 副市長 魚 住 慎 治 副市長 白 田 茂 達 副市長 戸 坂 富 士 男 副市長 酒 井 実 副市長 高 橋 満 弥	上下水道部長 甲 斐 満 義 教育次長 江 藤 幸 一 消防長 伊 東 宇 佐 実 総務部次長兼上浦振興局長 石 田 初 喜 総務部次長兼弥生振興局長 染 矢 隆 則 総務部次長兼本匠振興局長 汐 月 良 喜 総務部次長兼宇目振興局長 小 野 雄 司 総務部次長兼直川振興局長 松 下 雅 史 総務部次長兼鶴見振興局長 内 田 昇 二 総務部次長兼米水津振興局長 福 泉 慶 一 郎 総務部次長兼蒲江振興局長 高 瀬 精 市
--	--

議事日程第1号

平成21年5月11日(月曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 仮議席の指定
 - 第2 議長選挙
 - 第3 議席の指定
 - 第4 会期の決定
 - 第5 副議長選挙
 - 第6 議員提出議案の上程(提案理由説明、質疑、討論、採決)
 - 第7 各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
 - 第8 議会広報調査特別委員会の設置(委員の選任、閉会中継続調査)
 - 第9 大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙
 - 第10 議案の上程
 - 第11 提案理由の説明
 - 第12 議案質疑
 - 第13 討論、採決
 - 第14 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 仮議席の指定
 - 日程第2 議長選挙
 - 日程第3 議席の指定
 - 日程第4 会期の決定
 - 日程第5 副議長選挙
 - 日程第6 議員提出議案の上程(提案理由説明、質疑、討論、採決)
 - 日程第7 各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
 - 日程第8 議会広報調査特別委員会の設置(委員の選任、閉会中継続調査)
 - 追加日程第1 閉会中各常任委員会及び議会運営委員会所管事務の継続調査
 - 日程第9 大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙
 - 日程第10 議案の上程
 - 日程第11 提案理由の説明
 - 日程第12 議案質疑
 - 日程第13 討論、採決
 - 日程第14 会議録署名議員の指名
-

午前10時00分 開会

事務局長(河原盛喜) 皆さんおはようございます。事務局長の河原です。

平成21年第2回佐伯市議会臨時会につきましては、一般選挙後初めての議会でございます

ので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして年長議員が臨時議長の職務を行う、このようになっております。

出席議員中、榊田穂積議員が年長の議員でございますので御紹介を申し上げます。

榊田穂積議員、議長席へ御着席をお願いします。

臨時議長（榊田穂積） おはようございます。ただいま紹介されました榊田穂積でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長の選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を務めさせていただきます。なにとぞ、よろしく願いいたします。

本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成21年第2回佐伯市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長（榊田穂積） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長選挙

臨時議長（榊田穂積） 日程第2、これより議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（榊田穂積） ただいまの出席議員数は30人であります。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙の配布）

臨時議長（榊田穂積） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なし）

臨時議長（榊田穂積） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

臨時議長（榊田穂積） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

臨時議長（榊田穂積） 投票漏れはありませんか。

（なし）

臨時議長（榊田穂積） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

臨時議長（榊田穂積） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に矢野哲丸君、御手洗秀光君、以上の2名を指名いたします。

よって、以上2名の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

臨時議長（榊田穂積） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数、30票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票、30票。

無効投票、0票。

有効投票中、小野宗司君、17票。

河原修仁君、13票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7.5票であります。

よって、小野宗司君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小野宗司君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

小野宗司君の当選のごあいさつをお願いいたします。

議長（小野宗司） 一言ごあいさつを申し上げます。ただいま、新市2度目の市議会当初2年間の議長に御選任をいただきました小野でございます。一別していただけるといふふうにご理解いただけたと思いますが、いたって凡夫でございます。その凡庸の身に余る今回大役を仰せつかったわけではございますが、職責の重さを考えるとき足下のみならず、全身が打ち震えております。もとより、全身全霊を掛け、市民の皆様に分かりやすい議会、あるいは活力のある議会を構築するために、与えられた期間を全うする決意ではございますが、その所期の目的を達成するためには、議員各位の御協力が不可欠でございます。改めまして御協力のほどをお願いいたします。

さて、平成12年4月1日より、地方分離一括法が施行されたのは御承知の通りだというふうに思います。それまで、議会の審議、審査に付されることはありませんでした行政事務の4割以上を超えまして、国によります機関委任事務制度、これが廃止をされました。このことにより、私ども地方議会の役割というのは非常に大きくなりました。あるいはまた責任も大きくなったわけでありまして。これはすなわち、市民の皆様に対する責任が、議会としては大きくなったということを物語っております。これを踏まえ、市民の皆様により信頼を勝ち得るような議会を構築すること、これが今後議会の喫緊の課題だというふうに私自身心得ておるところでございます。全国の市町村議会を見ますときに、この市民の皆様に分かりやすい議会、あるいは活力のある議会を構築する仕組みを制度として実は取り入れている議会が複数見られます。私といたしましても、遅まきながらという感はございますが、市議会として、このいわゆる仕組み作りを制度として構築する必要があるというふうに思っておるところでございます。一定の時間、期間を掛け、精査、調査をし、この制度というものを取り入れるべきだというふうに思っております。この件につきましてはタイミングを計りながら、また皆様にお願ひするものであります。どうか、その節は御協力をお願いいたしま

す。言葉を結ぶにあたりまして、おごらず、高ぶらず、そして謙虚に、そしてある時は大胆に、議会の運営に精励してまいる所存でございます。どうか議員各位におかれましては、あるいは執行部の皆様におかれましては、どうかより良い御指導をこの身に賜りますことを改めてお願い申し上げます、簡単ではございますが議長就任にあたり、一言あいさついたします。どうかよろしく願います。

(拍手)

臨時議長(榎田穂積) 議長が決まりましたので、以上で臨時議長の職務は終了いたしました。

ここで議長と交替いたします。

御協力まことにありがとうございました。

(拍手)

日程第3 議席の指定

議長(小野宗司) 日程第3、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配布いたしました議席表のとおり議長において指定いたします。

日程第4 会期の決定

議長(小野宗司) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期臨時会の会期は、本日11日の1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第5 副議長選挙

議長(小野宗司) 日程第5、これより副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(小野宗司) ただいまの出席議員数は30人であります。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

議長(小野宗司) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(小野宗司) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

議長(小野宗司) 投票漏れはありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(小野宗司) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に矢野哲丸君、御手洗秀光君、以上の2名を指名いたします。

よって、以上2名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(小野宗司) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数、30票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票、28票。

無効投票、2票。

有効投票中、清家儀太郎君、1票。

河原修仁君、1票。

宮脇保芳君、21票。

渡邊一晴君、4票。

下川芳夫君、1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7.0票であります。

よって、宮脇保芳君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました宮脇保芳君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

宮脇保芳君の当選のごあいさつをお願いいたします。

副議長(宮脇保芳) ただいま、副議長に選任を頂きました政友会所属の宮脇保芳でございます。

突然の投票結果に本人自身がびっくりしているような状況でございます。本当に身も心も震えるような、そんな心境でございます。当選した以上は、新議長が申されましたように、活力ある議会、そしてまた開かれた議会、秩序ある議会の構築に向けてしっかり頑張っていきたいというふうに思っております。そして、議長の補佐役として、任期いっぱい頑張っていきたいというふうに思っておりますので、これまで以上の御支援御協力をお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

日程第6 議員提出議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第6、議員提出議案の上程を行います。

議員提出議案第1号、佐伯市議会会議規則の一部改正について、第2号、佐伯市議会委員会条例の一部改正について、以上2件を一括して議題といたします。

まず、議員提出議案第1号について、提案者の説明を求めます。

27番、日高嘉己君。

27番（日高嘉己） 27番議員の日高嘉己でございます。ただいま議題となりました議員提出議案第1号、佐伯市議会会議規則の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

合併特例法に基づく議員の定数特例の適用期限が切れ、議員の定数が44人から30人になったことに伴い、議案の提出等に係る人数の要件を4人から3人にそれぞれ改めるものであります。

あわせて、表決の方法を記名投票により行う場合の規定について、「自己の氏名と賛否を自筆により併記する方法」から、「自筆によらず、所定の白票、青票を投入する方法」に改めるものであります。

この改正により、疑問票を生じる余地がなくなり、効率的な議事運営が期待されるとともに、我々議員は、議案等の採決に当たり、自己の意思表示を明確にする責務がございますので、政治的責任を明らかにする観点からも有効な方法であると考えております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、議案は各派代表者会議や全員協議会の事前協議に基づき提出しておりますので、議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、議員提出議案第2号について、提案者の説明を求めます。

21番、渡邊一晴君。

21番（渡邊一晴） 21番議員の渡邊一晴でございます。議員提出議案第2号、佐伯市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

合併特例法に基づく議員の定数特例の適用期限が切れ、議員の定数が44人から30人になったことに伴い、4常任委員会の定数を11人から8人若しくは7人にそれぞれ改めるものであります。

また、現行の経済産業常任委員会の所管である企画商工観光部のうち、企画課に属する事項は、「総合政策係」「総合交通対策・広域行政係」「大島航路係」「男女共同参画・市民協働係」「まちづくり推進係」となっておりますが、このうち、「まちづくり推進係」を除いては、本来総務常任委員会が所管すべき事項であると考えております。これは、従来から部を単位として常任委員会の所管を定めていたため、今回その所管を、部にとらわれず本来の所管に改めようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、議案は各派代表者会議の事前協議に基づき提出しておりますので、議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議員提出上程議案一覧表

議員提出議案

番 号	件 名
第 1 号	佐伯市議会会議規則の一部改正について
第 2 号	佐伯市議会委員会条例の一部改正について

議長（小野宗司） これより、質疑を行います。

議員提出議案第1号及び第2号、以上2件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議員提出議案第1号及び第2号、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第1号及び第2号、以上2件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

議員提出議案第1号、佐伯市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号、佐伯市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議結果

議員提出議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	佐伯市議会会議規則の一部改正について		原案可決
第 2 号	佐伯市議会委員会条例の一部改正について		原案可決

議長（小野宗司） ただいま可決しました会議規則及び委員会条例の公布行為のため、暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時04分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

議長（小野宗司） 日程第7、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、後藤幸吉君、清田哲也君、井野上準君、佐藤元君、清家儀太郎君、河野豊君、矢野哲丸君、下川芳夫君、以上の8名を総務常任委員会委員に、井上清三君、小野宗司、三浦涉君、渡邊一晴君、後藤勇人君、日高嘉己君、玉田茂君、以上の7名を建設常任委員会委員に、高司政文君、和久博至君、御手洗秀光君、兒玉輝彦君、河原修仁君、宮脇保芳君、清家好文君、芦刈紀生君、以上の8名を教育民生常任委員会委員に、矢野精幸君、吉良栄三君、上田徹君、江藤茂君、浅利美知子さん、高橋香一郎君、榊田穂積君、以上の7名を経済産業常任委員会委員に、後藤幸吉君、河野豊君、清家好文君、渡邊一晴君、矢野哲丸君、浅利美知子さん、日高嘉己君、以上の7名を議会運営委員会委員に、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員にそれぞれ選任することに決しました。

常任委員会委員表

委 員 会	委 員			
総務常任委員会	後 藤 幸 吉	清 田 哲 也	井野上 準	佐 藤 元
	清 家 儀 太 郎	河 野 豊	矢 野 哲 丸	下 川 芳 夫
建設常任委員会	井 上 清 三	小 野 宗 司	三 浦 涉	渡 邊 一 晴
	後 藤 勇 人	日 高 嘉 己	玉 田 茂	

教育民生常任委員会	高 司 政 文	和 久 博 至	御手洗 秀 光	兒 玉 輝 彦
	河 原 修 仁	宮 脇 保 芳	清 家 好 文	芦 刈 紀 生
経済産業常任委員会	矢 野 精 幸	吉 良 栄 三	上 田 徹	江 藤 茂
	浅 利 美知子	高 橋 香一郎	柘 田 穂 積	

議会運営委員会委員表

委 員 会	委 員			
議会運営委員会	後 藤 幸 吉	河 野 豊	清 家 好 文	渡 邊 一 晴
	矢 野 哲 丸	浅 利 美知子	日 高 嘉 己	

日程第 8 議会広報調査特別委員会の設置（委員の選任、閉会中継続調査）

議長（小野宗司） 日程第 8、議会広報調査特別委員会の設置を議題といたします。

おはかりいたします。

調査第 1 号、議会広報に関する件については、6 人の委員をもって構成する議会広報調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、調査終了まで閉会中継続調査とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、調査第 1 号については 6 人の委員をもって構成する議会広報調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、調査終了まで閉会中継続調査とすることに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました議会広報調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、矢野精幸君、吉良栄三君、井上清三君、御手洗秀光君、江藤茂君、後藤勇人君、以上の 6 名を議会広報調査特別委員会委員に指名いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報調査特別委員会委員に選任することに決しました。

議会広報調査特別委員会委員表

委 員 会	委 員		
議会広報調査特別委員会	矢 野 精 幸	吉 良 栄 三	井 上 清 三
	御手洗 秀 光	江 藤 茂	後 藤 勇 人

議長（小野宗司） 引き続き、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の正副委員長の互選を行います。

まず、総務常任委員会を議長応接室兼図書室、建設常任委員会を第1委員会室、教育民生常任委員会を第2委員会室、経済産業常任委員会を大会議室でそれぞれ開いていただき、引き続き、議会運営委員会を第1委員会室で、議会広報調査特別委員会を第2委員会室でそれぞれ開いていただくようお願い申し上げます。

その間、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時53分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の正副委員長互選の結果を御報告いたします。

総務常任委員長、後藤幸吉君。同副委員長、井野上準君。

建設常任委員長、三浦涉君。同副委員長、井上清三君。

教育民生常任委員長、高司政文君。同副委員長、和久博至君。

経済産業常任委員長、吉良栄三君。同副委員長、高橋香一郎君。

議会運営委員長、河野豊君。同副委員長、浅利美知子さん。

議会広報調査特別委員長、矢野精幸君。同副委員長、御手洗秀光君。

以上の諸君がそれぞれ正副委員長に互選されました。

常任委員会委員表

委員会	委員長	副委員長	委員		
総務常任委員会	後藤 幸吉	井野上 準	清田 哲也	佐藤 元	清家 儀太郎
			河野 豊	矢野 哲丸	下川 芳夫
建設常任委員会	三浦 涉	井上 清三	小野 宗司	渡邊 一晴	後藤 勇人
			日高 嘉己	玉田 茂	
教育民生常任委員会	高司 政文	和久 博至	御手洗 秀光	兒玉 輝彦	河原 修仁
			宮脇 保芳	清家 好文	芦刈 紀生
経済産業常任委員会	吉良 栄三	高橋 香一郎	矢野 精幸	上田 徹	江藤 茂
			浅利 美知子	栴田 穂積	

議会運営委員会委員表

委員会	委員長	副委員長	委員		
議会運営委員会	河野 豊	浅利 美知子	後藤 幸吉	清家 好文	渡邊 一晴
			矢野 哲丸	日高 嘉己	

議会広報調査特別委員会委員表

委員会	委員長	副委員長	委員		
議会広報調査特別委員会	矢野 精幸	御手洗 秀光	吉良 栄三	井上 清三	
			江藤 茂	後藤 勇人	

議長（小野宗司） おはかりいたします。

ただいま、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、閉会中継続調査といたしたいとの申し出がありました。

この際、これを急施事件と認め、日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本件を急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 閉会中各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査の継続調査

議長（小野宗司） 追加日程第1、閉会中各常任委員会及び議会運営委員会所管事務の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の継続調査については、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配布の一覧表のとおり、閉会中継続調査といたしたい旨の申し出があります。

おはかりいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、それぞれ閉会中継続調査とすることに決しました。

閉会中各常任委員会及び議会運営委員会所管事務の継続調査一覧表

委員会名	総務常任委員会
調査事項	1 市の行政一般に関すること
	2 交通安全及び車両の管理に関すること
	3 事務改善及び情報公開に関すること
	4 職員の人事、サービス、給与及び福利厚生に関すること
	5 秘書及び表彰に関すること
	6 市民の窓口に関すること
	7 市の広報に関すること
	8 行財政改革に関すること
	9 防災に関すること
	10 情報政策、情報システム及びケーブルテレビに関すること
	11 市の予算、財務及び市有財産に関すること
	12 市税の課税及び徴収に関すること
	13 建設工事に係る庶務及び検査に関すること

	14 市政の総合企画及び調整に関すること 15 離島等の振興及び周辺部対策に関すること 16 総合交通対策（大島航路を含む）に関すること 17 男女共同参画及び市民との協働に関すること 18 消防事務に関すること 19 会計事務に関すること 20 選挙事務及び監査事務に関すること 21 その他他の部の所管に属さないこと
調査期限	調査終了まで

委員会名	建設常任委員会
調査項目	1 道路及び港湾・河川に関すること 2 用地に関すること 3 東九州自動車道に関すること 4 都市計画、区画整理及び公園に関すること 5 建築及び公営住宅に関すること 6 上下水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給事業に関すること
調査期限	調査終了まで

委員会名	教育民生常任委員会
調査事項	1 戸籍、住民基本台帳及び印鑑の登録に関すること 2 国民年金に関すること 3 清掃に関すること 4 生活環境に関すること 5 社会福祉に関すること 6 児童及び母子の福祉に関すること 7 高齢者の福祉に関すること 8 健康の増進に関すること 9 国民健康保険、老人保健及び地域医療に関すること 10 後期高齢者医療に関すること 11 介護保険に関すること 12 小中学校及び幼稚園に関すること 13 社会教育及び体育振興に関すること 14 国際交流事業に関すること 15 文化の振興及び文化財保護に関すること 16 学校給食に関すること 17 教育財産に関すること
調査期限	調査終了まで

委員会名	経済産業常任委員会
調査項目	1 まちづくり推進に関すること 2 商業、工業及び労働に関すること 3 観光に関すること 4 企業誘致に関すること 5 農業、林業及び漁港・水産業に関すること 6 土地改良及び農地開発に関すること
調査期限	調査終了まで

委員会名	議会運営委員会
調査事項	1 議会運営に関すること 2 議会関係の条例、規則等の制定改廃に関すること
調査期限	議員の任期中

日程第9 大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

議長（小野宗司） 日程第9、大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を行います。

大分県後期高齢者医療広域連合は、本市を始め県内全18市町村で組織し、75歳以上の方を対象に医療制度を運営する特別地方公共団体であります。

この広域連合議員につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項の規定により、本市の議員から2名を選出することになっておりますが、第1期市議会議員の任期満了に伴い、同広域連合議員が2名欠員となっておりますので、同規約第8条第4項の規定により選挙を行うものです。

おはかりいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

大分県後期高齢者医療広域連合議員に高司政文君、小野宗司、以上の2名を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました2名を大分県後期高齢者医療広域連合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2名が大分県後期高齢者医療広域連合議員に当選しました。ただいま同広域連合議員に当選しました2名が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

当選人2名については、就任の承諾について意思表示をお願いいたします。

(「承諾します。」と意思表示あり)

議長(小野宗司) 私も承諾いたします。

就任を承諾したものと認め、高司政文君、小野宗司、以上の2名が大分県後期高齢者医療広域連合議員の当選人に確定いたしました。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から会議を開きます。

午前11時57分 休憩

午後1時10分 開議

議長(小野宗司) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案の上程

議長(小野宗司) 日程第10、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第71号から第79号まで及び専決処分の報告第1号から第17号まで、計26件でございます。

上程議案等一覧表

議 案

番 号	件 名
第71号	佐伯市税条例の一部改正について
第72号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について
第73号	佐伯市監査委員の選任について(候補者三村和征)
第74号	佐伯市公平委員会委員の選任について(候補者小野格重)
第75号	佐伯市公平委員会委員の選任について(候補者利光充規)
第76号	佐伯市公平委員会委員の選任について(候補者近藤愛子)
第77号	佐伯市教育委員会委員の任命について(候補者御手洗義信)
第78号	佐伯市教育委員会委員の任命について(候補者武田隆博)
第79号	佐伯市監査委員の選任について(候補者玉田茂)

専決処分の報告

番 号	件 名
第1号	平成20年度佐伯市一般会計補正予算(第4号)

第 2 号	平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
第 3 号	平成20年度佐伯市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
第 4 号	平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
第 5 号	平成20年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
第 6 号	平成20年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 7 号	平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 8 号	平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 9 号	平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 1 0 号	平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 1 1 号	平成20年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 1 2 号	平成20年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 1 3 号	佐伯市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
第 1 4 号	佐伯市税条例の一部改正について
第 1 5 号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について
第 1 6 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について
第 1 7 号	佐伯市税特別措置条例の一部改正について

報告事項

番 号	件 名
第 3 号	予算の繰越しについて（平成20年度佐伯市水道事業会計予算）
第 4 号	予算の繰越しについて（平成20年度佐伯市公共下水道事業会計予算）
第 5 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 6 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第11 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第11、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さんこんにちは、平成21年第 2 回佐伯市議会臨時会の開会にあたりまして、まず冒頭、第 2 回目になります市議会議員選挙におかれまして御登壇の皆さん、誠に御当選おめでとうございます。また今日は臨時会の冒頭にあたりまして、議長に小野宗司議員、また副議長に宮脇保芳議員が選任され、今後とも議会運営の舵取りをしていただくということでございます。今後ともよろしく申し上げ、またお祝いを申し上げたいと思っております。

提案に当たりまして、私の提出いたしました諸議案の御説明に入りたいと思っております。私の市政執行に臨む基本的な考え方について、所信の一端を申し上げ皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

第 1 所信表明

私は、このたびの市長選挙におきまして市民の皆様方の多数の御支援をいただき、引き続き 2 期目の市政を担わせていただくことになりました。皆様方の温かい御支援に対しまして、

衷心より厚くお礼を申し上げます。

このたびの選挙を通して、市内全域に足を運び、市民の皆様の生の声をじかにお聴きしてまいりましたが、改めて市民の皆様の市政に対する期待の大きさを実感したところであります。

このような市民の皆様の期待にこたえるべく、2期目の市政執行に当たりましては、初心に返り、市民の皆様との対話を大切に、「安心・元気・飛躍」をキーワードに、市民の皆様が「このまちに暮らして良かった」と胸を張って言えるようなまちを目指して、誠心誠意、^{こん}渾身の力を傾注してまいる所存であります。

さて、百年に一度とも言われる^{みそ}未曾有の世界的な経済危機の中、我が国の経済は依然として厳しい状況下に置かれており、国においては、緊急の課題として需要の喚起や雇用の創出などの景気対策を強力に推進しているところであり、地方公共団体においても、国に呼応した対策の実施が求められております。

本市におきましても、景気対策は当面する最優先課題であるとの認識に立ち、国とともに地域経済の浮揚に向けた諸施策を、引き続き積極的に推進していかねばならないと考えています。

また、同時に、少子・高齢化、国際化、高度情報化など、時代の潮流は更に大きな流れとなっており、こうした流れの中で直面する様々な課題にも的確に対応していく必要があります。

このような諸情勢を踏まえつつ、2期目におきましても、更なる「行財政改革の断行」と、常に市民の皆様が目線に立った「市民にわかりやすい市政の実現」を進めていきたいと考えております。

佐伯市には、山・川・海などの豊かな自然を背景に、新鮮で豊富な食材とこれらを使ったおいしい料理、厚い人情、治安のよさなど、人がこころ豊かに暮らしていくための基礎的条件がそろっています。また、九州一の広大な面積を有しており、いろいろな面で九州一の「やさしさ」が満ちあふれ、住む人にも、訪れる人にも、「やさしさ」を実感していただけるよう、佐伯市総合計画に掲げるまちの将来像「九州一の広大なやさしさ 佐伯市」の実現に向け、まちづくりに取り組んでまいります。

本市は九つの地域からなる広大な面積を有していることから、まちづくりの課題として、基本的に各地域が均衡を保って発展していくよう努めなければなりません。この観点から今後のまちづくりにおいては、佐伯地区の中心市街地を中心に、各地域ごとに生活拠点地区を核とした生活圏を形成し、それらが相互に補完し合いながら、多重ネットワークで結ばれた「まちのかたち」を目指し、市としての一体性の確保と均衡ある発展を図ります。

また、今日のまちづくりにおいては、市民との協働は必要不可欠なテーマであることから本市におきましては、「市民一人ひとりが、責任をもって、自ら考え、自ら行動すること」をまちづくりの基本理念とし、市民と行政の適切な役割分担を行い、市民の自助努力と相互の助け合いによる「市民主体のまちづくり」を進めていきます。

さらに、佐伯市を活性化させるため、次の各重点プロジェクトの推進に努めます。 地域資源を活用し、交流人口を増加させます。 産業を振興し、雇用の場を増やします。 定住促進対策を進め、定住者を増やします。 「安全・安心なまち」をつくります。 公共交通網を整備します。 子どもが安心して育つまちをつくります。 中心市街地を元気にします。

文化芸術の振興に取り組みます。 市民参加のまちづくりを新たに取り組みます。

以上、市政の執行に係る基本的な考え方を申し述べましたが、冒頭にも申し上げましたように、今後、議員の皆様はもとより、広く市民の皆様と手を携え、市勢発展のために最大限の力を尽くす覚悟であります。何とぞ、皆様方の格段の御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算外議案9件及び専決処分の報告17件であります。

以下、その概要について御説明いたします。

1 予算外議案について

議案第71号「佐伯市税条例の一部改正」及び議案第72号「佐伯市国民健康保険税条例の一部改正」につきましては、地方税法等の一部改正等に伴い、関係条文の整備を行おうとするものであります。

主な改正内容は、議案第71号につきましては、一点目として、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の創設に伴うもので、所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額から所得税額を控除し、それに残額がある制度適用者に対し、所定の額を個人の市民税から控除しようとするものであります。二点目については、新築された認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、当該減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告手続について定めようとするものであります。

議案第72号につきましては、上場株式等に係る配当所得及び譲渡損失の損益通算に係る国民健康保険税の課税の特例について条文の整備を行おうとするものであります。

議案第73号及び第79号「佐伯市監査委員の選任」につきましては、三村和征委員の任期が平成21年5月19日で満了するため、識見を有する者のうちから選任する佐伯市監査委員として再度同氏を、肥後四々郎委員の任期が平成21年4月16日で満了したことに伴い、議員のうちから選任する佐伯市監査委員として新たに玉田茂氏をそれぞれ選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第74号から第76号までの「佐伯市公平委員会委員の選任」につきましては、小野格重委員、利光充規委員及び近藤愛子委員の任期が平成21年5月19日で満了するため、同3氏を佐伯市公平委員会委員として再度選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第77号及び第78号「佐伯市教育委員会委員の任命」につきましては、御手洗義信委員及び武田隆博委員の任期が平成21年5月20日で満了するため、両氏を佐伯市教育委員会委員として再度任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

2 専決処分の報告について

報告第1号「平成20年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）」につきましては、15億1,053万3,000円を減額いたしております。

今回の補正は、地方交付税、地方譲与税及び各交付金等の額の確定に伴う調整、事業費の確定に伴う国・県補助金及び市債の額の調整並びに土木・農林水産関係事業費、災害復旧事業費及び国民健康保険特別会計繰出金等の減額措置が主なものであります。

また、繰越明許費につきましても、各事業の進捗により、繰越額が確定したため、

それぞれ調整をいたしております。

まず、総務費につきましては、8,546万円を減額しております。その主なものは、情報化推進整備事業及びケーブルテレビ整備事業の事業費が確定したことに伴う減額措置であります。

民生費につきましては、3億4,049万2,000円を減額しております。その主なものは、「大分県後期高齢者医療広域連合」に対する本市負担金の額の確定及び国民健康保険特別会計繰出金の額の確定による減額措置であります。

衛生費につきましては、4,510万7,000円を減額しております。その主なものは、^{じんかい}塵芥中間処理及び浄化槽整備事業の事業費の確定による減額措置であります。

農林水産業費につきましては、2億6,034万9,000円を減額しております。その主なものは、林業・木材産業等振興施設整備交付金事業、里山エリア再生交付金事業（森林管理道船河内2号線）、漁村再生交付金事業（浪太漁港）等の事業費の確定による減額措置であります。

商工費につきましては、600万円を減額しております。これは、門前工業団地の開発行為申請委託料について事業費が確定したことに伴い減額いたしましたものであります。

土木費につきましては、1億5,978万2,000円を減額しております。その主なものは、大分県が施行する道路改良事業及び港湾改修事業の事業費の確定に伴い、当該事業の本市負担金額を減額したものであります。

消防費につきましては、2億3,183万2,000円を減額しております。その主なものは、消防庁舎建設事業及び防災情報システム整備事業について事業費の確定による減額措置を行ったものであります。

教育費につきましては、8,708万4,000円を減額しております。その主なものは、私立幼稚園就園奨励費及び第63回大分国体開催事業の事業費の確定による減額措置であります。

災害復旧費につきましては、1億5,633万1,000円を減額しております。これは、災害の発生件数が少なかったことに伴い減額したものであります。

公債費につきましては、6,809万6,000円を減額しております。これは、平成19年度繰越事業及び平成20年度事業の起債の借入額・利率等の確定により減額したものであります。

また、予備費についても7,000万円を減額しております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、455億5,774万4,000円となります。

次に、報告第2号「平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」から報告第12号「平成20年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）」までの11特別会計の補正予算につきましては、それぞれ事業費の確定により、予算調整等を行ったものであります。

報告第13号「佐伯市税条例の一部を改正する条例の一部改正」から報告第17号「佐伯市税特別措置条例の一部改正」までの5件につきましては、地方税法等の一部改正等に伴い、関係条文の整備を行ったものであります。

主な改正内容は、報告第13号につきましては、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る個人の市民税の軽減税率の特例措置について、その期間を1年間延長し、軽減税率を1.8パーセントとしたものであります。

報告第14号につきましては、一点目として、本年10月から開始される個人の住民税の公的年金からの特別徴収方法について、特別徴収対象年金所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合、この所得に係る所得割額を年金所得に係る特別徴収税額に加算せず、普通徴収の方法により徴収することとしたものであります。二点目は、社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する一定の固定資産について、非課税とする制度の創設に伴い、当該適用を受けようとする者がすべき申請手続について定めたものであります。三点目は、土地に係る固定資産税の税負担について、平成21年度の固定資産税の評価替えにおいても引き続き現行の負担調整措置を継続することとし、併せて用途変更宅地等に係る特例の適用除外についても継続することとしたものであります。

報告第15号につきましては、固定資産税と同様に都市計画税の税負担についても、引き続き現行の負担調整措置を継続することとしたものであります。

報告第16号につきましては、介護給付金課税額の課税限度額について、現行9万円を10万円に引き上げるほか、国民健康保険税の2割軽減について、所得の状況の著しい変化等により減額が適当でない場合には減額を行わない条件を改め、一律軽減対象とすることとしたものであります。

報告第17号につきましては、固定資産税の課税免除に係る適用期間について、離島振興対策実施地域においては2年間、過疎地域においては1年間、同意集積区域においては2年間それぞれ延長し、また、振興山村地域における固定資産税の不均一課税に係る適用期間を2年間延長することとしたものであります。

これらの報告は、いずれも緊急を要したため専決処分をいたした次第であります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 引き続き、議案等に対する執行部の概要説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午後1時29分 休憩

午後1時51分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第12、議案質疑を行います。

議案第71号から第77号まで、以上7件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

次に、議案第78号を議題といたします。

（武田隆博教育長自主退席）

議長（小野宗司） 質疑の通告がありますので発言を許します。

16番、三浦渉君。

16番（三浦渉） 16番、政友会の三浦渉でございます。議案の質疑を行います。私は本日市長から提案されました、議案第78号について、質疑を行います。市民だれでも忘れはしません。あの日本中のテレビ局が佐伯に集中した昨年6月の県教委の汚職事件。その汚職事件に手を貸したその責任は重大であります。なぜ、重大かと申しますと、市立の小学校、中学校等の教職員は市町村の職員であります、その教職員である部下の昇格に対し、富松審議官より、推薦を依頼され汚職事件で逮捕された矢野哲郎氏、武田教育長、富松審議官と3人で、市内料亭にて会食を行い、その後に推薦状を提出したのであります。汚職の引き金となったのであります。事件直後の全員協議会の席では、服務監督者として責任は当然考えておりますと言っておりましたのに、再度本日ここに議案として提案したのはどのようなことか、市長にお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦渉議員より78号についての質問でございます。議員が今言われました、部下の昇格について、富松さん、矢野さんと一緒に食事をしたというお話がありましたが、ちょっと私は確認ができておりませんので、その点については確認をさせていただきます。今回の提案といたしまして、議員から出ました、服務監督責任ということでございますが、本来この4年間、武田教育長につきましては佐伯市における様々な事業をやっていただきまして、本人からも、この4年で一応辞任したい旨の申し出が私の方にございました。これは私が市長選に当選後、今後の教育に対しての人事の話になった時に、本人はそうした中で辞任をしたいが、ということでありましたが、私にとりましては、現在取り組んでおります教育改革プロジェクトチームを編成して、現在やっているこのことについて、教育再生や教育行政への信頼回復ということが主な目的でございますし、こうした中、あえて武田教育長にこの再任をしていただくよう、私も彼にお願いをして彼も火中の栗を拾うということですが、こうした中で再任に対してお願いをしたという経緯でございます。そういうことで、今回の再任について議会の提案をさせていただいております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 市長ね、先日のテレビのインタビューにですね、武田教育長は大変仕事ができるという言葉が流れたと、私は見てないんですが、そういうことを言いましたかね、そういうことが流れたと。どの辺をとらえて、仕事ができるというようなこと。その小学校、中学校の教職員は市の職員であると。しかし、財政豊富な都道府県がその給料等は支払いをする。その上司である教育長の管理・監督責任というものが、当然生まれてくる。6月の緊急の全員協議会の中で私が武田教育長にあなたの責任はということで、質しております。そこで、その時は逮捕されて何日しかたっていない、まだ容疑者であった。有罪が確定すればというような意味合いのことで責任も当然取りますというようなことを答弁いただいております。そして、市長は当然知っておると思えますけれども、教育長に対する事務の責任に関する規則というものが当然あるわけでございますが、この中の規則が全く守られていない。全部いちいち読み上げる、20項目ありますけれども、職員の任命とか、職員を点検して評価しなければいけないとかいうもの、そして教育長は全員協議会の席で、ほかにまだ昇格させた人がおっただけで矢野哲郎氏に推薦を決めたのだと。それは市長どう思いますか。ほかにおっただけで、矢野哲郎氏に決めたのだと。それが教育長の仕事が全うしておりますか、

この服務管理監督責任というものがありますか。ほかにまだすばらしい推薦したい人がおったけれども、この方を推薦したと。そういう人をどうして再度また教育長として、教育委員として提案をしなければいけない。選挙直後であるので選挙功労推薦かな、と思うのですが、そういうことはないですか。市長は会食のことは聞いていないということですが、それはどの議員も知っておると思いますが、3人で会食して無理を言われて、そういったことをしたと。じゃあ実力で自分の能力があって、技術があって、昇格できる人を落として、会食して、強くお願いされたからそっちをあげるって、公正・公平な教育の場の教育長じゃないじゃないですか。私はそのように思いますけど、市長は武田さんをお願いして、再度引き受けて提案をしたんではないかと思いますが、大方の字が読めたり物事の分かる人は、今回は新しい人だろうな、ということをおっしゃいますよ。全く分からない人はどうか分かりませんが、大方の方は、そのようにおっしゃいますよ。市長、再度そこの仕事ができる、こういう管理・監督がしなくてもいいんだと、他の事務ができればいいんだというのか、もう1回お願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員さんの再質問でございますが、市の教育委員会の仕事というのは、議員が言われます、市町村立小・中学校の教職員の服務監督という形で勤務評価という形の話だと。今日議員からもこの資料、また教育委員会から配布したものでありますが、それに対する責任問題だと言うことで議員から御指摘が頂いたと思っております。また、私の方は、テレビというよりもこれは全部共通して同じ文書を出しております。この文書を読ませていただきますと、現在佐伯市教育委員会では、教育改革推進プロジェクトチームを編成し、教育改革、教育再生や教育行政への信頼回復に取り組んでいます。引き続き取組を進めていくためには、豊富で堅実な行政手腕をもつ武田教育長が適任であると考え、教育長の再任をお願いしたということで、これは全マスコミにですね、同じ共通文書を出しておりますので、一つの所にインタビューという形は取っておりませんので、この文章で私は説明をさせていただいております。また、先程私も選挙功労と言われたのですが、そういうことではなくて、これは当然臨時会等で再任されておりますので、私もどうするかということですね、すぐ即答はできませんでした。そこを考え、またこれからの教育行政にどうするべきかということをお判断し、5月に入りましてやはり約半月ほど考えて、次に適任者があるのか、現在の教育をどうするのかということも考え抜いた上でですね、武田教育長の方には今月の初め、是非とも再任をお願いしたいということで私の方からお話をさせていただきました。特に教育問題これは佐伯にとっては二度とあってはいけないことで、またそうした経験を踏まえているということは非常に大事なことであり、現在佐伯市の教育再生プラン、これは21年7月30日ということで議員の方にもこれが、ちょっと私配布ちょっと分かりませんが、こうした中で非常にこのことについて突っ込んだ形をチェックしていただくのは、やはりそうした経験をもって教育再生プランを当たっていただきたいと、またいろんな中の教育問題もいろんな難問を抱えておりますので、そうした中で武田教育長に対しての、私は今回の選任をお願いするように提案した次第でございます。また、私もひとつ全協での発言ということで全部思い出しておりませんが、なかなかちょっと記憶が私もそのところありませんので、議員から言われました発言についてはちょっと私も即答ができないことをお許し頂きたいと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 市長、選挙直後だからそういうふうにとらえさせていただいたのですが、それはそうでなければ訂正いたしますけれども、8万市民の中に特殊教育委員会の教育長が給料を5か月10%カットされなければならないという、犯罪とは言いませんけれども、特殊教育のことですよ。給料カットされた武田氏が再度という、どうも納得いかないのですが、市長として武田教育長が4年間この規則、決まり、規約に、前向きに取り組んできたと思っておるから提案したんでしょうけれども、服務監督規定、服務監督責任ということは、市長として再度一言でいいんですがどのように思っておりますか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。議員が今年の6月に、先程議員からいただいている資料ですが、もしこれが新聞で見れば教育長さん、容疑者ということになっておりますから、これは本当のことかうそかまだはっきり分かりませんという、もしこれが確定した時に教育長として何らかの責任をとるのかということ、武田教育長の中で、これも議員からいただいた資料を読んでおります。先ほどお話しいたしましたように服務監督者としての教育長としての責任は当然感じておりますから、そういうことは考えております。これが6月議会の全員協議会での議事録という形で議員から提出されております。そうしたことのなかで私の方も、8月に監督責任という形で、襟を正さなければいけないと、こうした服務監督者としての襟を正すという形で、減給を5か月、10分の1の懲戒処分を、自らの襟を正すという形で取ったと私は思っております。公務員いろんな中で、減俸・減給ということも私の方も議員も御存じの通り、未しゅん功事件がありまして1年間の減俸処置をとると。どうしても部下がまた私も監督不行き届きということがあれば、それは責任者としてのそうした襟を正していくことが必要だと思っておりますし、今回私の方もそうした中で襟を正した処置をもうとっていただいたという考え方もとれるのではなからうかと思っております。また、同じことになりましたが、私もこうした中でこの4年間、ただ学校の教職員の問題以外、学校の合併の問題、子どもに対するいろんな形、また他の広いこの佐伯市の1市5町3村が合併したときの教育長、特に9市町村あったわけですけども、教育委員さんが9分の1になったと。そうした中で非常に教育委員の皆さん頑張っていたながら、今の教育行政をやっていただいたことについては私はそれは評価するべきものがあると思っております。また、先ほどから特に今回の再任におきましては、佐伯市の教育再生プランということが、これがもう基本でございまして、これをやることは私は、あえて武田さんの再任の中の一番大事な部分ではないかと思っております。こうした中で、私たちにとりましても、もう二度とあってはいけない、その為にこの改革プランを作って、そしてこれがしっかりとる状態まで私は武田さんから頑張っていたきたいと思っております。また議員の皆さんも、そうした中でゆくりとそこを見据えていただいて、やっていただければと、私にとりまして新任をすることも新たにまたこれを再生するのも時間も掛かるし、急務なので、こうした中で本人にとりましては非常に厳しい面があると思っておりますが、是非とも佐伯市のプロジェクトプランをやっていただきたいという、そういう気持ちで皆さん方をお願いを申している次第でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 以上、三浦議員の質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

高司議員。

3番（高司政文） 3番議員、高司政文です。議案第78号佐伯市教育委員会委員の任命についてちょっと議案質疑を行います。今三浦議員が質疑しましたので、ちょっと聞いて疑問に思った点とか、そのほかの点ですね、ちょっと2、3お聞きしたいと思います。まず、市長の答弁を聞いていてですね、もう一度確認しておきたいのはですね、去年の教員等汚職事件ということに対する認識という点でね、もう一回ですね、認識をお伺いしたいなど。どれだけです私なんか佐伯市の教育界だけでないですね、全国を本当に揺るがす大きな事件だったわけで、それに対してですね、市長が直接ではないにしても、一応行政の長としていたわけですから、その辺のところを社会的な大きな問題、そういうものに含めてですね、認識をひとつもう一回確認をしておきたいなど。というのもそういう認識が少し甘いような気がします。だからこそそれは理由はあるんでしょう、聞いて分かりますけども、教育長をですね、もう一度再任するというので考えたのしょうから、ちょっと私は甘いんじゃないかと思えますので、その点もう一度ですね、認識をお聞きしたいと思います。それから、さっきちょっと三浦議員の答弁でちょっと気になったのですけれど、マスコミの方にですね、教育長の再任について文書を流したというふうに聞いたのですけど、私たち議員は少なくとも私は見ていないんですけども、議員の方にはそういう文書ももちろん回ってないし、それから説明も今回この議案書でぼんと出ただけで、議員に対して、教育長をまた再任するんだということの説明が私の知る限りではなされていないんじゃないかと思えますので、どうしてそういうことを重大なことをしないのか、議会に対して。また議会も聞けばですね、当然市民にですね、こういうことになっているよ、ということで世論の市民の意見も聞けますしね、その点をちょっとですね、どうして議会に説明しないのか聞きたいと思えます。それから、議長さっき市長が言った文書というのがね、もしあるんなら討論採決の前に議員に配布できないかどうか、議事の進行上ちょっとお願いします。以上ちょっと2つだけとりあえず質問しておきます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員の御質問の中で昨年度のこの事件は市長としてもあまり重く見てないのではないかということをおっしゃいました。私の方は非常に大きな問題だととらえております。特に昨年はいろんな中で佐伯市が、高速道路開通、釣りバカ等で非常に前に向いた話、非常に明るい話題がたくさんあったわけですが、これが全部打ち消されたのがこの問題であり、私もそうした中で道義的責任を感じ、このことについて、非常にその点については市民の皆さん、また私ども在京の方、いろんな方々に対しましてもそのことをおわび申し上げて、佐伯におられる方がこれだけ全国的ニュースになったということで非常に御迷惑を掛けたということでございます。そうしたことも、十分承知をしながら、今回本人があえて任期いっぱい辞任の申し出がありました私の方でもこの4年間いろんな中でやってきたそうした経験、また今回の特にこうした事件の後の新しい教育再生プランということで今やっている最中ですので、なんとかこれをぴしゃっとしたものにしたいということで、出しております。また、先ほど文書につきましてはマスコミ等に取材がありましたので、それに向けまして出した資料でございまして、まあ議会側という形では出しておりません。必要とあれば、この同じ文書で良ければ、私の方でコピーをさせていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 文書の中身は知りませんから、大事な点というか、我々に参考になる点があるのなら配布をお願いします。さっき市長が辞任の申し出があったという話をされましたけど、私はそれで認めるべきだったかなというように思っております。やはりいろんな中でけじめというかな、つけるのはやはりこの一番任期が終わる時期というのが、一番適切だと思うんですよね。この機会を逃すと、そういう問題についてね、一番私はいいい機会だと思います。そして、教育長についてちょっと考え聞きたかったのですが御本人がちょっといないのでそれは聞けませんけど。もう一つ、教育改革プロジェクト推進班の問題とかね、いろいろ事務的な問題もあると思いますけど、これは私は教育長がいなくても、やはりこれは教育委員の皆さんもいるしね、職員さんもいるわけで、教員の皆さんも現実としているわけでね、そこは教育長でなければいけないというのでは私はないと思う。確かに大事な人だと思います。教育長はですね、私も鶴谷の校長時代からね、よく知っている人でなかなか教育について本当に見識があるというかな、しっかりした考え方をもっている人物だと思いますけどね。それはそれとして、これはこれというふうに私は思いますので、もう一回だけね、今の時期の問題としてね、やはりこれがけじめを付けるいい機会だったということを改めて思います。その辺どうお考えかということ。それから、他の人の問題ですね。他の人が今おっしゃった部分、私から見ると教育委員の皆さん、教育委員会の職員の皆さんはまだ非常に優秀な方もおられるし、決して教育長が他に考えられないということは私はないと思うので、その2点だけちょっと最後、お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再質問でございますが、先ほど教育長がいなくてもできるのではないかということをおっしゃいましたが、私はそうした中で先ほどから申し上げましたように、いろんな経験をされて、そうした中で本当に教育長にとってもこれが再任されることが本当にいいのかな、とある意味では針のむしろの上におったような状態ではないかと。先ほどから申し上げましたように火中の栗を拾うというそうした意味での私は再任だと思っておりますので、武田氏にとりまして、これが提案することについて相当、本人も辞退を強く望んだ訳ですけども、あえて私からお願いをし、この再任に対する提案を承諾をさせていただいております。そうした意味では私の方は、教育長でありました武田さんには非常にお願ひしたという立場をとらせていただいておりますので、議員の皆さん方に対しましても是非ともこの教育改革が必要だということを認識をしていただければと思っております。そして先ほどいろんな方がおるといことも私も申し上げましたように、三浦議員の時にもお話しを申し上げましたように、どうするかと、新任も考えました。そうした中で、考えた挙げ句、現在の武田さんにお願ひし、そしてこれをなんとかやりとげていただきたいと、その他の候補も上がったわけですけど、どうしても私もいろんな中で考えた結果がこうした形での提案にさせていただいたということで、答弁とさせていただきたいと思っております。議会に対しての説明をということで、私の方も議会運営委員会等に説明をさせていただいた時に、こうした詳細説明をしておりませんでしたので、議員から言われるこういった説明はなかったのかといえ、その点は説明をしておりません。通常議案として、再任ということでもありますので、他の委員さんと同じような説明での提案をさせていただいたと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文）そこは市長ね、やっぱり私が認識しているのかっていうところなんですよ。大事な本当に問題だと思うんです。このいろんな任命の人事の中でもね。今の教育長を再任するかどうかっていうのは非常に大きな問題なのに、その今言っている議会にはですね、説明もしていないというのはね、やはりこれは大きな問題と思います。この場でね、議案質疑あるからこそ、こうやって聞けてるけど、それはやはり議案質疑あるからどうかじゃなくて、少なくとも事前に話をね、するべき大きな問題だということだと思しますので、その点だけ最後、言って終わりたいと思います。以上です。

議長（小野宗司）西嶋市長。

市長（西嶋泰義）高司議員の再々質問で、議運の時にそうした説明をすればということで本当に私の方も大変失礼をいたしました。本来議運の方に私が行きこうした説明をすべきだったと思っておりますので、今後これについては十分気を付けたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司）以上で高司議員の質疑を終結いたします。ここで暫時休憩し資料を配布いたします。

その間、暫時休憩いたします。

午後2時23分 休憩

午後2時31分 開議

議長（小野宗司）休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦議員から、先ほどの議案質疑の件で発言を求められましたので、議長として許したいと思えます。

三浦議員。

16番（三浦渉）ちょっと会食の氏名が違っております。江藤さんを武田さんと言ってしまって大変申し訳ありません。そこら辺を訂正したいと思います。

議長（小野宗司）西嶋市長。

市長（西嶋泰義）今三浦議員さんから言われましたように、私も今食事の件で教育長に確認いたしましたところ、一切そのようなことはなかったと言うことでございます。裁判で3人の方が食事を取ったということの後で知ったということでございますので、三浦議員さんの発言に対しまして、本人さんが発言の間違いを言って下さいましたので、私も確認をすることによってさっき答弁していましたが、確認をいたしましたところ、そういうことでございます。以上です。

議長（小野宗司）暫時休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時58分 開議

議長（小野宗司）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司）御質疑なしと認めます。教育長の復席を求めます。

(武田隆博教育長復席)

議長 (小野宗司) 次に、議案第79号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、29番、玉田茂君の退席を求めます。

(玉田茂議員退席)

議長 (小野宗司) 御質疑ありませんか。

(な し)

議長 (小野宗司) 御質疑なしと認めます。

29番、玉田茂君の復席を求めます。

(玉田茂議員復席)

議長 (小野宗司) 次に、専決処分の報告第1号から第17号まで、以上17件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

(な し)

議長 (小野宗司) 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第71号から第79号まで、及び専決処分の報告第1号から第17号まで、以上26件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上26件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第13 討論、採決

議長 (小野宗司) 日程第13、討論、採決を行います。

議案第71号、佐伯市税条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長 (小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 (小野宗司) 次に、議案第72号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番 (高司政文) 3番議員、高司政文です。私は議案第72号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について反対の立場で討論を行います。皆さんの関心が78号にいったる中ではありま

すが、72号も大事な議案です。この議案は、今年3月27日、衆議院本会議での再議決により成立した地方税法等の一部を改正する法律に基づくものです。この法律改正について今日の臨時議会ではこの72号と先ほどの71号、それから報告、13、14、15、16、17号がかかわっていますが、72号とこの後意見を述べます報告13号については市民の立場から見て問題があります。今回の税制改正は、住宅ローン減税やエコカー取得に対する取得税の免税など、麻生内閣が経済対策の目玉として位置づけたものが多く含まれていますが、中身をよく見ますと株式の配当譲渡益等の軽減税率の延長など大資産家、大企業を優遇するものが多くあります。この議案は国保税に関するものですが、上場株式に掛かる譲渡損失があった場合3年にさかのぼって通算し、その損失分を国保の課税対象から控除できるということです。つまり、国保税をまけてあげるとのことです。しかも上限がないため、極端な話、所得割金額を全額控除することもできる。つまり所得割がゼロということも可能だということのようです。本来自己責任である株の売買で報告13号のように利益が出てもそれからこの議案のように損をしても税金をまけてあげる、国保にそれを適用すると、収入の減につながります。収入の減になりますと、国保税の値上げにつながります。私は、失業や病気などによる収入減に対する減免制度の拡大を常に要求していますが、困っている市民には税金をまけようとしないのに、生活に困ってないと思われる金融資産家にはまけようとする、国の制度改正だからといって認めることはできません。最後になりますが、事前に税務課に問い合わせたところ、税収の影響度については試算していないとのこと。これでは困りますので、早急に影響額を調査することを要望して、反対討論を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号、佐伯市監査委員の選任について（候補者三村和征）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、三村和征君に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市監査委員に三村和征君が同意されました。

次に、議案第74号、佐伯市公平委員会委員の選任について（候補者小野格重）を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、小野格重君に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市公平委員会委員に小野格重君が同意されました。

次に、議案第75号、佐伯市公平委員会委員の選任について(候補者利光充規)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、利光充規君に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市公平委員会委員に利光充規君が同意されました。

次に、議案第76号、佐伯市公平委員会委員の選任について(候補者近藤愛子)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、近藤愛子さんに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市公平委員会委員に近藤愛子さんが同意されました。

次に、議案第77号、佐伯市教育委員会委員の任命について(候補者御手洗義信)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、御手洗義信君に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市教育委員会委員に御手洗義信君が同意されました。

次に、議案第78号、佐伯市教育委員会委員の任命について(候補者武田隆博)を議題と

たします。

(武田隆博教育長自主退席)

議長(小野宗司) 反対討論の通告がありますので発言を許します。

1番、後藤幸吉君。

1番(後藤幸吉) 1番議員の、後藤幸吉です。通告に従い、通告通り、反対討論をします。先ほどから、やはり皆さん興奮して、こういう状態になっとるわけですが、それほど子どもの教育ということは大事であります。ですから、その当事者の方が近くにおられるにもかかわらず、反対討論をするということは大変なことではありますが、将来の佐伯市のため、子どものため、言いにくいことでもはっきりと申し上げます。先ほど御手洗さんが言われたように、市民の視線というのは、市長や執行部の考え方が多少ずれているように思います。例えば、去年の9月議会で、7人の議員が教育問題について質問をしております。そして、私たち議員のところにも、父兄から、一体どうなっているのと、今のようなどころに、小学校や中学校に子どもをやっていいのだろうか、と言われてまいりました。今回の選挙の時もそうであります。教育長は自ら教職員に対する管理監督責任を自ら取るという観点から8月31日付で減給5か月分の懲戒処分を自ら課しております。ということは、自分の責任、自分の仕事に対しての、思いということはあると思います。本市教育に対する、1日でも早く回復するために全力を尽くすと言われてましたが、それは任期中のことだけで結構であると思います。佐伯市に人材がおられないのならともかく、市長がいくら子どもが安心して育つまちと、先ほど言われましたが、親も安心して学校に子どもを通わせるまちでなければならぬわけです。そのためには、何かを変えなければいけない。教育長を変えるのが一番早い。形がはっきりします。それでなければ、何ぼプロジェクトチームを作ったじゃなんじゃ言ったところで、そういう効果が出てまいるとは思いません。私は、再任に反対いたします。以上であります。

議長(小野宗司) 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

御手洗議員。

11番(御手洗秀光) 11番議員の、御手洗秀光でございます。市長から所信表明をいただきました。その中に、市民の皆様という言葉をお伺いしまして、とりわけその1回が、市民の皆様が目線に立ってと、市民にわかりやすい市政の実現と、このことを進めてまいりたいというお話がございました。提案内容は、非常に市民にわかりにくい内容になっておりますから、是非ともわかりやすいという立場での結論をですね、出していただきたいために、私は原案に反対でありますから、そのことをこの場で表明をしておきます。以上です。

議長(小野宗司) ほかに御意見ありませんか。

高司議員。

3番(高司政文) 3番議員、高司政文です。本議案に反対の立場で討論を行います。反対理由は、お二人の方が述べましたけど、やはりあの、教育界、佐伯市全体、そして国全体を本当に揺るがすような大問題、大事件であったということからですね、やはり、市民、保護者、子どもたち、非常に大きな苦勞をしてきてると。例えば、学校でそういう教員の方がいる学校では、教員と保護者、子どもたちが本当にぎくしゃくした関係がずっと続きました。それから、子どもたちもですね、修学旅行に行ったら、行った先でですね、どこから来たのと言われて、もう佐伯市とは言えないというね、そういう思いもしてきた。こういうですね、本

当1年前、1年ならない時期にですね、こういう問題が起きてることに対してですね、やはり市長として本人が辞任申し出があったのにかかわらずですね、再任をさせるというそういう姿勢が一つ、私は認識としてね、甘いんじゃないかというふうに思います。それから、直接ですね、関与していないとはいえ、服務監督者としての責任の一端はある、そしてご本人もそういうふうに認めてるわけですので、この任期が終わるですね、この時期が一番けじめを付けるには適当な時期だというふうに思いますので、再任をこれでまた続けるというのはどうかと思います。それから、さっき市長からおわびの言葉はありましたけど、やはり議会にですね、なぜ再任するかというやはりきちとした説明、市民に対してもですけど、をすべきだったというふうに思っております。それから、最後にですね、県のですね、教育委員会の小矢教育長がやはり再任されてます。これもですね、私は大きな問題で、この場を借りて本当に県の教育委員会に抗議したいというぐらい、この教育長を再任したということについては大きな憤りを感じています。以上でこの議案の反対討論にいたします。以上です。

議長（小野宗司） ほかに御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

午後3時16分 休憩

午後3時32分 開議

議長（小野宗司） 会議規則第70条第2項の規定により、議案第78号については、無記名投票をもって採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（小野宗司） ただいまの出席議員数は、28人であります。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

議長（小野宗司） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（小野宗司） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

議長（小野宗司） 投票漏れはありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（小野宗司） 開票を行います。

会議規則第74条の規定により、立会人に矢野哲丸君。御手洗秀光君を指名いたします。

よって両君の立会いを願います。

（開 票）

議長（小野宗司） 投票の結果を報告いたします。

投票総数、28票。

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、賛成8票。

反対20票。

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は同意しないことに決しました。

教育長の復席を求めます。

（武田隆博教育長復席）

議長（小野宗司） 次に、議案第79号、佐伯市監査委員の選任について（候補者玉田茂）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、29番、玉田茂君の退席を求めます。

（玉田茂議員退席）

議長（小野宗司） 御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、玉田茂君に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市監査委員に玉田茂君が同意されました。

29番、玉田茂君の復席を求めます。

（玉田茂議員復席）

議長（小野宗司） 次に、専決処分の報告第1号を議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、専決処分の報告第2号から第12号まで、以上11件を一括して議題といたします。
御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより以上11件を一括して採決いたします。

専決処分の報告第2号から第12号まで、以上11件につきましては、それぞれ原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上11件はそれぞれ原案のとおり承認されました。

次に、専決処分の報告第13号を議題といたします。

反対討論の通告がありますので発言を許します。

3番、高司政文君

3番(高司政文) 3番議員、日本共産党の高司政文です。私は、報告第13号、佐伯市税条例の一部改正について反対の立場で討論を行います。この報告の背景については、先ほど討論しました議案72号の国保税条例の改正のところで述べましたが、もう少し説明すると、もともと上場株式との配当にかかわる税率は20%、譲渡にかかわる税率は26%であったものが、2003年から、国と地方を合わせ10%に減税していたものです。それを、大資産家優遇という批判もあり、平成21年から特例を除き原則20%に戻すものでした。これは昨年6月議会で一度決まったことです。これを今回更に改正をして、特例をなくした上、税率をまた10%に戻すというもので、大資産家優遇税制の復活延長に他なりません。この税制改正で佐伯市が影響するものの一つとして、配当割交付金と、株式等譲渡所得割交付金があります。影響額を事前に税務課に聞きましたが、7、8月ぐらいまでは分からないということです。平成19年度の決算、これを参考にして見てみますと、配当割交付金が2,040万4,000円。株式等譲渡所得割交付金が1,131万9,000円。合計3,172万3,000円となっています。これが配当税率が本則20%に戻した場合、国と地方との配分の問題がありますが、単純計算しますと、配当割交付金で4,080万8,000円、80年代前後の35%まで戻すと、7,141万4,000円になります。同様に譲渡所得割交付金の場合、26%で、2,942万9,400円になり、合計で1億円を超える収入になるわけです。つまり、国が株式への投機を促すため行った減税により、佐伯市にとっては約7,000万円の減収になってるということです。株の譲渡益や配当所得など、不労所得の優遇が株式市場への資金流入を進め、实体经济とかけ離れた肥大化を生み、この間、株から石油や穀物等への市場へ流れることで石油製品や食物の高騰を生み、回り回って国民の生活を苦しめる結果となってきました。投機を規制することと同時に、こういう大企業、金持ち減税をやめ、しっかり財源を確保することこそ、財政難に苦しむ佐伯市にとって必要なことと考えます。以上で報告第13号の反対討論を終わります。

議長(小野宗司) 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、専決処分の報告第14号から第17号まで、以上4件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより以上4件を一括して採決いたします。

専決処分の報告第14号から第17号まで、以上4件につきましては、それぞれ原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上4件はそれぞれ原案のとおり承認されました。

審議結果

議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第71号	佐伯市税条例の一部改正について		原案可決
第72号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について		原案可決
第73号	佐伯市監査委員の選任について(候補者三村和征)		原案同意
第74号	佐伯市公平委員会委員の選任について(候補者小野格重)		原案同意
第75号	佐伯市公平委員会委員の選任について(候補者利光充規)		原案同意
第76号	佐伯市公平委員会委員の選任について(候補者近藤愛子)		原案同意
第77号	佐伯市教育委員会委員の任命について(候補者御手洗義信)		原案同意
第78号	佐伯市教育委員会委員の任命について(候補者武田隆博)		原案否決
第79号	佐伯市監査委員の選任について(候補者玉田茂)		原案同意

専決処分の報告

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第1号	平成20年度佐伯市一般会計補正予算(第4号)		原案承認
第2号	平成20年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)		原案承認
第3号	平成20年度佐伯市老人保健特別会計補正予算(第2号)		原案承認
第4号	平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)		原案承認
第5号	平成20年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第4号)		原案承認
第6号	平成20年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)		原案承認
第7号	平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第4号)		原案承認
第8号	平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)		原案承認

第 9 号	平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）		原案承認
第 10 号	平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）		原案承認
第 11 号	平成20年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）		原案承認
第 12 号	平成20年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）		原案承認
第 13 号	佐伯市税条例の一部改正を改正する条例の一部改正について		原案承認
第 14 号	佐伯市税条例の一部改正について		原案承認
第 15 号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について		原案承認
第 16 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について		原案承認
第 17 号	佐伯市税特別措置条例の一部改正について		原案承認

日程第14 会議録署名議員の指名

議長（小野宗司） 日程第14、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、後藤幸吉君、2番、矢野精幸君、以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

本臨時会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、平成21年第2回佐伯市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午後3時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年5月11日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

臨時議長 榎 田 穂 積

署名議員 後 藤 幸 吉

署名議員 矢 野 精 幸